

## 第5章 地域生活支援事業の見込みと確保策

地域生活支援事業は、障害者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的・効率的に実施することを目的としています。

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と、市町村の判断で実施することができる任意事業があります。本市が地域生活支援事業として実施する事業は次のとおりです。

図表5-1 本市が実施する地域生活支援事業の種類

区 分	実 施 事 業	
必 須 事 業	理解促進研修・啓発事業	
	自発的活動支援事業	
	相 談 支 援 事 業	障害者相談支援事業 基幹相談支援センター（機能強化事業を含む） 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）
	成年後見制度利用支援事業	
	成年後見制度法人後見支援事業	
	意思疎通支援事業	
	日常生活用具給付等事業	
	手話奉仕員養成研修事業	
	移動支援事業	
	地域活動支援センター（機能強化事業を含む）	
任 意 事 業	日 常 生 活 支 援	訪問入浴サービス 生活訓練等 日中一時支援 地域移行のための安全生活支援（コーディネート事業）
	社 会 参 加 支 援	レクリエーション活動等支援 芸術文化活動振興 点字・声の広報等発行 自動車運転免許取得・改造助成
	就 業 ・ 就 労 支 援	知的障害者職親委託事業 更生訓練費支給事業
	障害支援区分認定等事務	
地 域 生 活 支 援 促 進 事 業	障害者虐待防止対策支援事業 成年後見制度普及啓発事業	

## 1 必須事業

### (1) 理解促進研修・啓発事業

障害者等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ることを目的としています。

#### ◆サービスの実施状況

町内福祉委員会、自主防災組織および学校等において、災害時要援護者サポート研修を開催しています。

図表 5-2 理解促進研修・啓発事業の第4期計画と実績

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
災害時要援護者サポート研修（回／年）	10	4	10	5	10	10

#### ◆サービスの見込量

町内福祉委員会や自主防災組織等の依頼に基づき、毎年度10回程度の研修を実施します。

図表 5-3 理解促進研修・啓発事業の見込量

区 分	平成30年度	2019年度	2020年度
避難行動要支援者サポート研修（回／年）	10	10	10

#### ◆見込量の確保策

災害時における障害者等への情報伝達や避難誘導について講習や体験を行い、地域社会での支援や障害者等への理解について啓発を行うことを目的として、避難行動要支援者サポート研修（平成30年度より名称を変更します）を開催します。

### (2) 自発的活動支援事業

障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ることを目的としています。

#### ◆サービスの実施状況

精神障害者ふれあい促進事業として、精神障害者とその家族を対象にふれあいの場を設け、他の障害者等との交流を通じ自立の促進を図っています。

図表5-4 自発的活動支援事業の第4期計画と実績

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
精神障害者ふれあい促進事業（回／年）	10	10	10	10	10	10

◆サービスの見込量

引き続き、毎年度10回程度の開催とします。

図表5-5 自発的活動支援事業の見込量

区 分	平成30年度	2019年度	2020年度
精神障害者ふれあい促進事業（回／年）	10	10	10

◆見込量の確保策

精神障害者等やその家族を対象としたふれあいの場を設け、同じ障害者等の交流や、悩みに対する相談、アドバイス等を行います。

(3) 相談支援事業

障害者等やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的としています。

◆サービスの実施状況

障害者相談支援事業（基幹相談支援センターを含む）は、社会福祉協議会に委託して実施しています。障害者等やその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のための援助を行っています。また、基幹相談支援センター等機能強化事業として、専門的職員の配置等を行っています。

住宅入居等支援事業は、平成28年度は未実施でしたが、平成29年度より地域生活支援拠点等コーディネート事業の一部として実施しています。

図表5-6 相談支援事業の第4期計画と実績

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
障害者相談支援事業（か所）	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施	実施	実施	未実施	実施	実施

#### ◆サービスの見込量

相談支援事業は、本計画期間も社会福祉協議会等に委託して実施する予定です。

図表5-7 相談支援事業の見込量

区 分	平成30年度	2019年度	2020年度
障害者相談支援事業	実施	実施	実施
基幹相談支援センター	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施	実施	実施

#### ◆見込量の確保策

障害者等やその家族等からの相談に対し、必要な情報提供や助言を行うため、専門的な職員を配置する等、相談支援の充実に努めます。また、障害者等への虐待や差別の解消に向けて、サービス提供事業者や相談支援事業者等の関係機関と連携を図り、人権擁護のために必要な支援を行います。

社会福祉協議会に設置された基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、地域の相談支援事業所に対する専門的な助言や指導を行い、地域の相談支援体制の強化に努めます。

#### (4) 成年後見制度利用支援事業

知的障害者または精神障害者について、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的とします。

#### ◆サービスの実施状況

第4期計画期間においては、平成29年度に多くの利用申込がありましたが、アンケート結果では、成年後見制度についての認知度は低く、制度が十分に周知されているとは言えません。成年後見制度は、認知症高齢者施策とあわせて、今後重要なものとなってくることから、より周知を図っていく必要があります。

図表5-8 成年後見制度利用支援事業の第4期計画と実績（見込み）

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利用件数（件）	2	1	2	2	2	8

#### ◆サービスの見込量

平成29年度は多くの利用がありましたが、急激な増加はないと考えられることから、今後は緩やかに増加していくと見込みました。

図表5-9 成年後見制度利用支援事業の見込量

区 分	平成30年度	2019年度	2020年度
利用件数（件）	3	4	5

◆見込量の確保策

権利擁護が必要な場合には、社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業または成年後見支援事業につなげ、家族の状況に応じては、市長が申立人となって成年後見制度利用支援事業により対応します。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とします。

◆サービスの実施状況

社会福祉協議会が実施しています。成年後見制度の啓発や相談を行うほか、低所得者のための法人後見を行っています。

事業が適切に運営されるよう、成年後見支援事業運営委員会を年4回開催しています。また、成年後見を担当する職員のスキルアップを目的として、成年後見制度に係る研修に参加しています。

障害者や家族等の高齢化により、制度の利用増加が見込まれます。

図表5-10 成年後見制度法人後見支援事業の実績

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	実施

◆サービスの見込量

図表5-11 成年後見制度法人後見支援事業の見込量

区 分	平成30年度	2019年度	2020年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	実施

◆見込量の確保策

実施法人等が確保され、制度が適切に運営されるよう、事業を実施する社会福祉協議会へ補助を行います。

## (6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とするサービスです。

### ◆サービスの実施状況

手話通訳者派遣事業は平成27、28年度は計画を上回りましたが、平成29年度は下回る見込みです。要約筆記者派遣事業は第4期計画期間全体では計画を下回っています。

平成28年10月、愛知県は障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合うことが重要であること等を基本理念として、「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」を制定しました。本市の意思疎通支援事業においても、幅広いサービスとして充実していく必要があります。

図表5-12 意思疎通支援事業の第4期計画と実績（見込み）

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
手話通訳者設置事業（人）	1	1	1	1	1	1
手話通訳者派遣事業利用数（回／年）	260	275	260	292	260	212
要約筆記者派遣事業利用数（回／年）	80	88	82	57	84	58

### ◆サービスの見込量

第4期計画期間の実績から、今計画期間も同程度の利用者数と見込みました。

図表5-13 意思疎通支援事業の見込量

区 分	平成30年度	2019年度	2020年度
手話通訳者設置事業（人）	1	1	1
手話通訳者派遣事業利用数（回／年）	260	260	260
要約筆記者派遣事業利用数（回／年）	68	68	68

### ◆見込量の確保策

意思疎通支援者の技術および知識の向上を目的とした研修の開催、県等の開催する研修への参加を促進し、人材の養成・確保を図ります。

手話奉仕員の養成は、社会福祉協議会に養成講座を委託するとともに障害者団体との連携により推進します。

(7) 日常生活用具給付等事業

障害者等について、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とするサービスです。

◆サービスの利用状況

一般的に概ね計画どおりの実績となっています。給付対象者のニーズおよび用具の性能向上等を考慮した、対象品目や基準額等の見直しが課題です。

図表5-14 日常生活用具給付事業の第4期計画と実績（見込み）

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
介護・訓練支援用具（件／年）	9	8	9	12	10	6
自立生活支援用具（件／年）	27	24	28	22	28	26
在宅療養等支援用具（件／年）	31	29	31	27	32	32
情報・意思疎通支援用具（件／年）	19	19	20	29	20	21
排泄管理支援用具（件／年）	2,650	2,763	2,680	2,987	2,710	3,150
住宅改修（件／年）	5	3	5	10	5	6

◆サービスの見込量

第4期計画期間の実績から、各種用具の見込量は次のとおりとします。

図表5-15 日常生活用具給付事業の見込量

区 分	平成30年度	2019年度	2020年度
介護・訓練支援用具（件／年）	9	9	10
自立生活支援用具（件／年）	27	27	28
在宅療養等支援用具（件／年）	33	33	34
情報・意思疎通支援用具（件／年）	23	24	24
排泄管理支援用具（件／年）	3,200	3,300	3,400
住宅改修（件／年）	6	6	6

◆見込量の確保策

障害者が安定した日常生活を送るため、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具を給付します。

## (8) 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立した日常生活又は社会生活を支援するため、手話での日常会話に必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成することを目的とした事業です。

### ◆サービスの実施状況

市事業として社会福祉協議会に委託して実施しています。

意思疎通支援についての理解を促進し、より多くの人を受講できるように、研修の機会を確保する必要があります。

図表5-16 手話奉仕員養成研修事業の第4期計画と実績（見込み）

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
受講修了者数（人／年）	16	19	17	20	18	15

### ◆サービスの見込量

第4期計画期間の実績から、今後も同程度の修了者数を見込みます。

図表5-17 手話奉仕員養成研修事業の見込量

区 分	平成30年度	2019年度	2020年度
受講修了者数（人／年）	18	18	18

### ◆見込量の確保策

市及び社会福祉協議会の広報紙等で意思疎通支援についての啓発を行い、養成研修開催の周知に努めるとともに、障害者団体との連携により推進します。

## (9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活および社会参加を促すことを目的とするサービスです。

### ◆サービスの利用状況

平成28年度の利用者数は概ね計画どおり、利用延時間は計画を下回っています。アンケート結果によると、知的障害者、身体障害者、障害児の利用意向が高くなっており、利用の増加に応じた提供体制の確保が必要です。

図表5-18 移動支援事業の第4期計画と実績（見込み）

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
事業所数（か所）	33	34	34	34	35	34
利用者数（人／月）	212	215	220	217	228	216
利用延時間（時間／月）	1,696	1,623	1,760	1,559	1,824	1,545

## ◆サービスの見込量

移動支援は、第4期計画期間の実績およびアンケート調査の結果からサービスの利用意向が高いことを参考として算定しました。

図表5-19 移動支援事業の見込量

区 分	平成30年度	2019年度	2020年度
事業所数（か所）	34	34	34
利用者数（人／月）	220	222	224
利用延時間（時間／月）	1,562	1,576	1,590

## ◆見込量の確保策

障害者等のニーズを把握し、適切なサービスが利用できるよう、事業所の参入、事業拡大を働きかけます。

## (10) 地域活動支援センター

障害者等が地域活動支援センターに通所をし、創作的活動、生産活動および相談等を通じて、自立と社会参加の促進を図るとともに、家庭における介護の負担を軽減することを目的とするサービスです。

## ◆サービスの実施状況

市内の社会福祉法人に委託し、地域活動支援センター「陽なた」を運営しています。精神障害者等を対象として、日中の居場所としてのフリースペース、社会参加の促進を目的として町内会活動への参加、ウォーキングや調理実習等のプログラム活動を行っています。

機能強化事業として、専門職員（精神保健福祉士）の配置や、障害に対する理解促進のための啓発活動等を行っています。

図表5-20 地域活動支援センターの第4期計画と実績（見込み）

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
事業所数（か所）	1	1	1	1	1	1
登録者数（人）	100	120	110	154	120	167

（注）各年度の3月末現在

◆サービスの見込量

平成28年度の利用状況を参考に算定しています。

図表5-21 地域活動支援センターの見込量

区 分	平成30年度	2019年度	2020年度
事業所数（か所）	1	1	1
登録者数（人）	180	193	206

◆見込量の確保策

市内の社会福祉法人への委託を継続し、障害者等の日常生活や社会参加の支援を行うほか、相談の充実を図ります。

## 2 任意事業

### (1) 日常生活支援

#### ① 訪問入浴サービス

家庭において入浴することができない重度の身体障害者の各家庭へ訪問入浴車を派遣して入浴サービスを実施することにより、利用者の健康の増進およびその家族の介護の軽減を図ることを目的とするサービスです。

◆サービスの利用状況

利用者数の実績は概ね計画どおりです。今後も利用者のニーズが見込まれるため、新規事業者の参入促進が課題です。

図表5-22 訪問入浴サービスの第4期計画と実績（見込み）

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
事業所数（か所）	5	5	5	5	6	5
利用者数（人／月）	22	21	23	22	24	22
利用延回数（回／月）	132	132	138	135	144	133

◆サービスの見込量

第4期計画期間の実績から、緩やかに増加すると見込みました。

図表5-23 訪問入浴サービスの見込量

区 分	平成30年度	2019年度	2020年度
事業所数(か所)	5	5	6
利用者数(人/月)	23	24	25
利用延回数(回/月)	138	144	150

◆見込量の確保策

増加するサービス量に対応するため、事業所の参入、事業拡大を働きかけます。

② 日中一時支援

障害者等の日中における活動の場を確保するとともに、その家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とするサービスです。

◆サービスの利用状況

第4期計画期間の実績は、計画をやや下回っています。アンケート結果から、知的障害者、障害児の利用意向が高く、今後利用は増加すると予測されます。

図表5-24 日中一時支援事業の第4期計画と実績(見込み)

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
事業所数(か所)	33	39	34	39	35	37
利用者数(人/月)	254	254	262	253	270	253
利用延日数(人日/月)	1,524	1,397	1,572	1,393	1,620	1,367

◆サービスの見込量

日中一時支援は、第4期計画期間の実績およびアンケート調査の結果からサービスの利用意向が高いことを参考として算定しました。

図表5-25 日中一時支援事業の見込量

区 分	平成30年度	2019年度	2020年度
事業所数(か所)	37	37	38
利用者数(人/月)	254	255	260
利用延日数(人日/月)	1,372	1,377	1,404

◆見込量の確保策

増加するサービス量に対応するため、事業所の参入、事業拡大を働きかけます。

③ 地域移行のための安全生活支援（コーディネート事業）

地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図るコーディネーターを配置します。

◆サービスの実施状況

地域生活支援拠点等の機能のひとつとして、平成29年4月より事業を開始しています。地域で一人暮らしをしている障害者等の相談対応や見守り、関係機関との連携や連絡・調整等を行っています。

図表5-26 地域移行のための安全生活支援事業の実績

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
コーディネート事業（人）	-	-	1

◆サービスの見込量

図表5-27 地域移行のための安全生活支援事業の見込量

区 分	平成30年度	2019年度	2020年度
コーディネート事業（人）	1	1	1

◆見込量の確保策

障害者等が地域で安心して暮らしていける支援体制を構築するため、第5期計画期間も市内の社会福祉法人に委託し、事業を実施します。

(2) その他の任意事業

その他の任意事業として、次の事業を実施しています。

図表5-28 その他の任意事業の第4期計画と実績（見込み）

区 分		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
生活訓練等		実施	実施	実施	実施	実施	実施
レクリエーション 活動等支援	障害者社会参加促進	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	心身障害者ふれあい促進	実施	実施	実施	実施	実施	実施
芸術文化活動振興	障害者講座	実施	実施	実施	実施	実施	実施
点字・声の広報等発行		実施	実施	実施	実施	実施	実施
自動車運転免許取得助成	利用者数(人/年)	5	3	5	2	5	3
自動車改造助成	利用者数(人/年)	5	4	5	13	5	9
知的障害者職親委託		実施	実施	実施	実施	実施	実施
更生訓練費支給		実施	実施	実施	実施	実施	実施
障害支援区分認定等事務		実施	実施	実施	実施	実施	実施

◆サービスの見込量

自動車運転免許取得助成、自動車改造助成については、第4期計画期間の実績をもとに算定しました。

図表5-29 その他の任意事業の見込量

区 分		平成30年度	2019年度	2020年度
生活訓練等		実施	実施	実施
レクリエーション 活動等支援	障害者社会参加促進	実施	実施	実施
	心身障害者ふれあい促進	実施	実施	実施
芸術文化活動振興	障害者講座	実施	実施	実施
点字・声の広報等発行		実施	実施	実施
自動車運転免許取得助成	利用者数(人/年)	3	3	3
自動車改造助成	利用者数(人/年)	9	9	9
知的障害者職親委託		実施	実施	実施
更生訓練費支給		実施	実施	実施
障害支援区分認定等事務		実施	実施	実施

◆見込量の確保策

障害者の余暇活動等の社会参加に必要な事業であり、適切なサービスの提供に努めます。

### 3 地域生活支援促進事業

障害者虐待防止対策支援事業、成年後見制度普及啓発事業は、これまで地域生活支援事業の任意事業に位置づけられていましたが、平成29年度からは、国として促進すべき事業として新たに設けられた地域生活支援促進事業に移行しました。

#### (1) 障害者虐待防止対策支援事業

障害者虐待の防止や早期発見、迅速な対応、適切な支援のため、地域における行政、福祉、医療、司法等の関係する機関や団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ることを目的としています。

##### ◆サービスの実施状況

地区民生委員・児童委員協議会等の関係団体に対し、虐待防止についての説明や協力依頼を行っています。

図表 5-30 障害者虐待防止対策支援事業の実績

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害者虐待防止対策支援事業	実施	実施	実施

##### ◆サービスの見込量

図表 5-31 障害者虐待防止対策支援事業の見込量

区 分	平成30年度	2019年度	2020年度
障害者虐待防止対策支援事業	実施	実施	実施

##### ◆見込量の確保策

関係機関との連携を十分に図ることで、虐待の防止や早期発見、適切な支援を図っていきます。

#### (2) 成年後見制度普及啓発事業

成年後見制度の利用を促進することにより、障害者の権利擁護を図ることを目的とします。

##### ◆サービスの実施状況

社会福祉協議会に委託して実施しています。成年後見人として活動する司法書士を講師として、成年後見制度に関する講演会を開催しています。

図表5-32 成年後見制度普及啓発事業の実績

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度普及啓発事業	実施	実施	実施

## ◆サービスの見込量

図表5-33 成年後見制度普及啓発事業の見込量

区 分	平成30年度	2019年度	2020年度
成年後見制度普及啓発事業	実施	実施	実施

## ◆見込量の確保策

社会福祉協議会への委託を継続し、講演会等を通じて成年後見制度の普及啓発に努めます。